

令和4年8月25日

第8回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第8回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 加須市農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和4年8月25日				招集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時53分				閉会の日時	午後4時40分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男		○		
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
加須市農業委員会事務局					加須市経済部農業振興課				
局 長 駒 宮 敏 之					課 長 小 川 修 一				
次 長 前 島 勝 己					主 事 足 立 直 弥				
主 幹 藤 間 みゆき					加須市騎西総合支所農政建設課				
主 幹 新 井 昌 典					主 事 関 根 祐 葵				
主 幹 関 田 毅					加須市北川辺総合支所農政建設課				
主 事 加 藤 正 則					主 任 渡 部 里 美				
					加須市大利根総合支所農政建設課				
					主 査 松 本 篤				

開会 午後 1時53分

○局長（駒宮敏之君） 皆さんこんにちは。

皆さんおそろいですので、定刻より前ですけれども、始めさせていただきます。

まず、農地利用状況調査につきましては、暑い中、農業委員さん、推進委員さんの皆さんに各地域で現地調査を行っていただきまして、大変ありがとうございます。また、これから調査を行う委員の皆様におかれましても、まだまだ暑い日が続きますので、体調にご留意の上、ご協力をお願いしたいと思います。



#### ◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日はコロナ禍の会議ということで、委員だけの会議になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

いよいよ北川辺地域におきまして、稲刈り始まったということが今日の読売新聞の埼玉版に小倉会長のご息子の談話、あと大きいカラー写真で紹介されておりまして、加須市のPRかとうれしく思ったところであります。

他の地域におきましても、これから稲刈りが始まって忙しくなっておりますので、委員の皆様方には体調に十分ご留意いただきまして、ご活躍をいただければと思っています。

それでは、これより令和4年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。



#### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

先ほどはご丁寧にご紹介いただきましてありがとうございます。

実はコシヒカリを22日から刈取りして、作柄については、量的なものはまあまあいいですけれども、去年よりは若干品質が落ちるかなという感じはしています。お客さんの2軒、それと自分のを刈ったわけですが、今のところを見て去年よりは若干劣るかなという、ちょっと寂しい状況でございます。収量的にはまあまあ、それよりも10日前、8月8日にあきたこまちというわせ品種を作っています、それについては、品質も非常によくて、量的なものもまあまあ、収量がちょっと欠けるぐらいかなということで、非常に良かったですけれども、後半にかけては、この天気の様子を見ても出来がいいかなという感覚を持っております。皆さん方には年に1回の収穫ですので、いろんな期待を込めて頑張っていたきたいと。

先ほどもありましたけれども、8月に入りまして、農地利用状況調査ということで、皆さん方には遊休農地の観察というか、していただきまして大変ありがとうございました。また、8月22日は、農地利用最適化活動活性化研修会ということで、パストラルかぞにお出かけいただきまして大変ありがとうございます。

本当にコロナがなかなか終息できないということで、今後においてもそういう状況になるかなと思いますけれども、農業委員会も、総会も必ずしもみんなが集まらないというわけにはいきませんので、農業委員だけで今日はやるわけですが、慎重審議、よろしく願いしたいと思います。

世界的状況というか、戦争が始まって半年もたつて、ヨーロッパでは大干ばつということで、500年に一度の干ばつという話ですが、フランスなんかはその後大抵なくなつたようですけれども、アメリカなんかでもやっぱりカリフォルニア州は意外と日本と同じようなコシヒカリを作っていたり、米を作っているわけですが、やっぱり干ばつの影響で、作付が去年の半分ぐらい、そのような状況になっておりまして、小麦だとか大豆、トウモロコシ、いろんな面の食料が値上げになっているわけですし、今年コシヒカリも刈り始めたんですけれども、個人的には業務取扱いというか、そういうところの業者が去年よりは若干高く買っただけのところなんです。多少は、値段的には回復傾向にあるかなという気はします。

何はともあれこの暑い時期でございますので、皆さん方には健康に十分留意いたしまして、

この収穫の秋を乗り切っていただければ、幸いです。

言葉は整いませんけれども、開会に当たりましてご挨拶いたします。

今日もよろしく願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員の総数15人のうち、過半数を超える14名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に進行をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願いいたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3番 中 島 利 雄 委員

4番 松 本 昇 委員

の両委員さんを指名いたします。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

8月20日に推進委員の野本さんと川島さんの3人で譲受人の さんを訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

譲渡人につきましては、 さんですけれども、だんなさんが亡くなり、その土地の管理ができないという形で、隣の さんが譲り受けるということで、農機具等もそろっており、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は周りの農地から見ると若干土地が低くはなっているんですけども、全体的に草を刈っていたりですとか、きれいに管理はされておりました。

その後、譲受人の さん本人からお話を聞いたところ、 さんのほうから土地のほうを買ってほしいということで申出がありまして、 番地のすぐ右隣の農地も

さんの土地になっておりますので、すぐ隣も自分で管理できるということで買取りをしたということでございました。

許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢であり耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月19日に、住民、譲渡人双方から話を聞き、また、現地のほうを確認したんですけども、この現地にはトウモロコシが植わっていました。

さんは先ほどの話じゃないですけども、耕作できないということで、この現地はさんがトウモロコシを作ってみているというふうなことで、そういう関係で耕作できない、そして、じゃということで、さんが購入するよというような形でじきじきにあったということですので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

一応、参考のためなんですけれども、この辺は保全整備もされていなくて、条件的には一番悪いところだと思いますけれども、単価、価格というのは大体どれぐらいか、もし分かるようでしたら参考のために教えてください。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

申請書によりますと、10アール当たり30万円となっております。

○4番（松本 昇君） はい、了解しました。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は、遠方に居住しており耕作が難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月19日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、また、譲受人の さんから現地のほうの畑、きれいに管理がされておりました。

そして、譲渡人の さんは、最近ですか、それぞれ取得したというようなことで、 さんとお父さんは、ブドウ屋さんで、昭和中の近くの、あその地区だから、三俣の地区で地元なんですけれども、また、 さんと、このお父さん懇意にしているというふうな関係で売買という形なんですけれども、そうしてこの申請地の下を さん所有なんで誠に都合がいいよというような形で、 さんが購入するというような形で申請になったということですので、許可相当と判断しました。ご審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、病気で耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井。

やはり同じく8月19日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、また、双方から話を聞いてきました。

現地は大豆が植わっていましたが、それは譲受人の さんが耕作している。 さんは独り暮らしだからこれから管理ができないというようなことで、この申請に至ったということ、一つ忘れまして、 さんのお父さんから話を聞きまして、いろいろ話をしました。 さんは耕作できないというようなことで、 さんが耕作しているというようなことで、贈与という形で申請になったというようなことですので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、自宅より遠いため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

8月18日に推進委員の峰岸さんと現地を確認し、譲受人の さんから事情を伺いました。この土地は自宅の裏にあり、近いため野菜畑として利用したいと。また、譲渡人の さんもご高齢であり、ほかに売れないとすると困るということで売買の形を取ろうとしたものでありまして、適当であると判断をいたしました。

なお、現地は畑の状態になっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

8月17日に推進委員の峰岸さんと現地確認をし、譲受人の さんから事情を伺いました。この土地は自宅の宅地についており、譲渡人の さんも管理が大変になって今回の話が進んだとのこととあります。

現地は耕うんがされている状態とあります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番及び9番の鴻基地区の案件については、関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

3条8番と9番は、譲受人及び譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人、譲渡人ともに効率的な経営を行うことができるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

本件につきましては、8月14日、推進委員の小坂委員さんと現地を確認してまいりました。

これは私の家からすぐそばなので、隣は私がつくった田んぼなのでよく分かっているんですが、また、位置図を見ていただいて、この該当地の左側に というのがある。これが

さんの実家、それから、 さんという家が、今見ているこの一番下にちょっと あるんですが、これがその さんの家でございます。元来、 さんのおやじさんが生きていた頃は自分で作った。亡くなったときに、 さん相続したときに、

さんと交換をして既にもう作っている。今も米は作ってございます。

そんな感じで、特に問題ないと思うんですが、その後、 さんのせがれさん、



んでいない。農家もしていないのは事実だから。その辺がクリアできれば、別に交換自体は問題ないわけだから、はい。

○会長（小倉和夫君） 交換なんで。

○2番（江川芳夫君） その人は今家造っているんだよ、隣にね、すぐ隣に。今 に住んでいるんだけど。今度うちに入って、この の隣、左側にこの間農転かけて、分家で、分家というか自分の家でしたけれども、今造っていて、こちらへ戻ってきます。それ用でございませうけれども。その辺絡んでいませうけれども。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 何かほかにございませうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、8番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番及び11番の高柳地区の案件については、関連がございませうので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条10番と11番は、譲受人が同一で関連がございませうので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅の近隣地であり、効率的に耕作できるため、譲渡人は、それぞれ経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われませう。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

8月20日の日に、推進委員の金子さんと現地確認及び、 さんを訪問しまして聞き取りを行いました。

位置図を見ていただいて、まず です。これ名義人、所有者が さんという方で、 に住んでいるんですけれども、この さんが出身がこの近くでありまして、相続か何かで譲り受けたらしいんです。もう大分前から さんのお宅で耕作してまして、 さんはこの の右です、 と小さい字で書いてあるんですけれども、これは自宅です。現状は、今年は何か知らないけれども、休耕になっていて、ただきれいに管理をされております。

それから、 です。この上のほうです。これはやっぱり休耕になっているんです。ただ、きれいに管理されております。本人いわく、おやじが作っていたんですけども、今、調子が悪いので、私は勤めているので、もう間もなく辞めるので、それから本格的にやると、そういうふうにおっしゃっていました。全部周りの田んぼ等はみんな さんの土地でありまして、何ら問題ないかと判断しました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、10番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社ですが、もともとは地元の農家の方が所有していたものを県農林公社を通して売却するため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

8月22日に、推進委員の石川さんと現地確認と聞き取りを、聞き取りは譲受人の さん宅でしました。

申請地は、全部稲が作付しております。 さんに話を聞いたところ、隣のうちの土地を、作ってくださいという形で十二、三年より前から申請地を耕作しており、隣の人があるいろいろな事情があると思うんですが、引っ越してほかの土地に住むということで、今回、公社を通じて売買という形で話がまとまり、今回の申請というふうになりました。

許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

こちらは結構条件がいいと思いますけれども、振興公社がずっと土地を持っていて、それで今回売買ですけれども、また参考のために価格はどれぐらいだったのでしょうか。すみません。

○5番（山岸和男君） 値段は分かりませんが、ちょっといいですか。

譲受人からお話を聞いたところ、十二、三年前に借り受けて、そして、隣の人が引っ越すことになって、1年ぐらい前に公社にお話をして、公社に間に入っていて、今回売買という形になったそうです。金額のほうは分かりませんが、そこまで聞かなかったんですけれども。

○事務局（前島勝己君） 資料を確認したところ、耕作の条件が良い、悪いで、多分違うと思うのですが、1反5万から13万5,000円ぐらいの価格が載っております。

○4番（松本 昇君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

参考のために教えてください。

この と さんとの一応案件になっているわけですが、地権者の方が一旦これを のほうに売買を結んでおいて、 と さんとの売買というふうな、そういうふうな手順を踏むわけですか。

○事務局（前島勝己君） 農業公社も売手が決まらないと動いてくれません。売手と買手が合意したら、こういう形で動いてくれて、手続を進めてくれるという形になります。農業公社の事業ですので、農業公社が買い取って、それをまた売却するというふうな形になります。

○14番（関口豊充君） そうしますと、公社ということになりますと、いろいろ昔、土地を買い上げる場合、不動産鑑定というのを取ったり、参考にしながら単価が決められている、そこは農業委員会の審議案件とちょっとかけ離れるんだけど、そうすると農林公社というのは、やはりそれなりの社会情勢を踏まえた単価を……。

（「いや、しない」と言う人あり）

○14番（関口豊充君） しないんだ。

○事務局（前島勝己君） 価格については、恐らくこのお二人で決めて、手数料としてそのうちの何%かを農業公社が、頂くような形になります。

○14番（関口豊充君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○14番（関口豊充君） ありがとうございます。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、7月の保留案件であります、北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図12ページと土地利用計画図は本日お配りいたしました4の審議保留という、こういうものです、こちらのほうをご覧ください。

本案件は、前回、申請者が線引き以前から宅地として利用していた敷地の一部が農地であることが判明し、そこに親族が自己用住宅を建築することについて、5条許可申請が出されましたが、まず申請者が4条許可申請を行ったほうがよいということで審議保留となった案件でございます。

5条許可申請を取り下げ、4条許可申請を行うこととなりましたので、審議を進めたいと思います。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、線引き以前から宅地として利用されていることが当時の航空写真から判断できることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私、12番、小倉でございますので、私のほうから補足説明をいたします。

先月、保留案件になったわけですがけれども、その時点で、さん宅を訪れて、転用するのに面積ではちょっと大き過ぎるということをお話したら、修正にして4条で全てでいくという、そのときの確約をいただきましたので、それで8月の農業委員会で、また4条案件で、じゃ申請してくださいということでなっております。改めて現地確認はしなかったわけですがけれども、内容的には何ら問題なく、修正案件ですので、そのまま許可相当と判断してまいりました。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

北川辺地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1番、2番及び3番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条の1番、2番、3番は事業の目的が同一であり関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図1 3ページ及び土地利用計画図の4-1、2、3をご覧ください。

本案件は、それぞれ申請者が道路の拡幅を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、完成後は加須市に帰属予定であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地はこの、その隣の田んぼも、若干草は生えておりましたけれども、その上の大きな田んぼのほうもそれなりに管理をしておりました。

今回の申請のすぐ下の部分です。細い道があったんですけども、車が通れると言えば通れるような細い道だったために、地元の方で相談をして道を広げて、これ土地利用計画だと5メートル幅になっておりますけれども、そちらのほうで今回申請をするということで、最初に さんのお宅をお伺したら留守のため、次に さんのお宅をお伺いして、ご本人様はいらっしゃらなかったもので、奥さんのほうから話を聞いて、この辺2種農地になっておりますので、いずれはそういう開発といいますか、そんなことも含めてお願いしますよということでしたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番及び5番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条の4番、5番は申請者が同一であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図1 4ページ及び土地利用計画図の4-4、4-5をご覧ください。

申請地は土地改良区の仲介で平成12年に所有権移転し、隣接する宅地及び雑種地と一体で、4条の4番は太陽光発電施設として、4条の5番は資材置場として使用していましたが、農地であることが判明したため、改めて申請するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、それぞれ既存施設の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井。

8月19日に、推進委員の小川さんと2人で の会長さんから話を聞きました。事務局の報告したとおりなんですけれども、現地は太陽光パネルが設置されていまして、この申請地が農地であることが判明したというようなことで、チェックして元の状態に戻り、再度申請するというような形で、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

これは前の2つを1回撤去してから、また申請したんですか。ちゃんと理解したいんです。以上です。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

現地調査へ行きましたところ、農地である部分のところの太陽光パネルは外されておりました。資材置場もその部分だけですけれども。

○15番（新井明弘君） 黒く塗っているところ申請地だから、この部分で。

○事務局（藤間みゆき君） そうです、すみません、土地利用計画図は……。

○15番（新井明弘君） これは申請地なんだけれども、そこは。

○4番（松本 昇君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の4-6をご覧ください。

本案件は、住宅への進入路として線引き以前から使用していた土地が農地であることが判明したため、改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、線引き以前から住宅への進入路として利用されていることが当時の航空写真から判断できることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(新井明弘君) 15番、新井です。

8月19日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、さんから話を聞きいてきました。さんは なのですが、実家はこの位置図の申請地のすぐ上の屋敷というのか、宅地が さんの実家になりまして、現地は宅地の進入路として使っていたところ、畑であるということが分って、改めて申請するというようなことなので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の23件を議題といたします。

初めに、7月の保留案件であります田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページと土地利用計画図は本日お配りした5の審議保留という、こちらです、をご覧ください。

本案件は、前回、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場及び社有車駐車場の整備をするため申請しましたが、昨年許可を受けた隣接地の駐車場について、転用目的のとおり使用されているか疑義があるため、県の意見を参考にしたほうがよいということで、審議保留にした案件でございます。

県に意見をいただきましたので、審議を進めたいと思います。県の意見としましては、工事完了届が提出された際に、土地利用計画図のとおり利用されていれば違反とは言えないということでした。

市としましては、工事完了届の際の現地確認では問題なしと判断しましたので、県の意見を参考にしまして是正は求めませんが、今回の申請地については、土地利用計画図をより明確に、車両置場と駐車場が分かるよう作成していただき、そのとおりに利用するようにと指導いたしました。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、事業所の駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果、補足説明がありましたらお願いいたします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

今回、再審に当たりまして、22日に、改めて現地を見てきました。そうしたところ、今回、申請地の部分については、ちょうど地権者の方がトラクターで耕うんして雑草がきれいに埋め込まれていました。ただ、この上部の昨年許可になったこの砂利舗装と書いてある部分ですが、車自体はこれは上下ですから、南北の向きで、こんなふうな形で並んでいるよう

な形に書いてありますけれども、やはり現地に行ったところ、重ねて潰れていた車については、移動がされていました。車のナンバーがついている車だけが、この図面で言うと、左右の向きでその右側のほうから左の道路まで2列にわたってずっと並べ替えてありました。ナンバーのない車はどこへ行ったのかなと思って、奥のほうへ目をやりましたら、作業場のほうに例のごとく積み込まれて、一応置き換えられていたような状況でした。

いずれにしろ、それを理由に不許可とするようなわけにもいかないというようなことで、また、事務局のほうで指導を徹底したということでございますので、やむを得ないのかなということ判断してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

田ヶ谷地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1番及び2番の大桑地区の案件につきまして、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

5条の1番と2番は隣接地で、譲渡人が同一であり関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-1、5-2をご覧ください。

本案件は、5条1番の譲受人は昭和53年から自己用住宅の進入路として、5条2番の譲受人は昭和54年から自己用住宅の駐車場として申請地を使用していましたが、今回贈与により土地を取得するに当たり農地であることが判明したため、改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され始末書が添付されており、敷地内にある市道は払下げを受ける予定とのことであり、それぞれ自己用住宅敷に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月20日、推進委員の野本さんと川島さん3人で、現地に譲渡人の さん宅を訪れ、話を伺ってまいりました。この譲受人の さんと さんですけれども、 さんの場合は昭和53年からあそこに住んでいます。それから、 さんは、住宅の進入路です。進入路のところが面積少ないんですけれども、両方。それでこの原因というのが、相続、 さんの旦那さんが亡くなりまして、一応相続で分かったということでございます。一応どういう形で取る形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が平成7年から進入路として使用してきた土地を、交換により取得するに当たり、農地であることが判明したため、改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、既存の

進入路の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月20日に、推進委員の野本さんと川島さん3人で、現地に譲渡人のさん宅を訪ね、現地を見、話を伺ってまいりました。

平成7年からゴルフ練習場の進入路として使われておりましたけれども、農地であることが分ったという形で、交換という形、事務局の説明のとおり、やむなく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月20日、推進委員の野本さんと川島さんで譲渡人の さん宅を訪ねた上、話を伺ってまいりました。あと、現地を見てまいりましたが、一応、現在、賃貸住宅に住んでいるという形で、自己住宅を建てるという形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は国の固定価格買取制度ではない非FIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との契約書の写しが添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月20日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、譲渡人の さん宅を訪ね、現地を見、話を伺ってまいりました。現地につきましては、休耕というか、耕作をしていないようでございます。あと、太陽光発電という形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(2区画)を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、申請地のうち1筆、220番地の1区画につきまして、6月の総会で許可相当とのご意見をいただいた案件ですが、その後、隣地と合わせて2区画を開発する計画となったため取下げし、改めて今回申請するものです。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

8月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲渡人の さん宅にお伺いし、お話を聞いてまいりました。

この は、もう既に6月に許可相当ということですので、今回は という ことで、この辺は若干草は生えておりましたけれども、適正に管理はされておりました。その後、ご本人にお話を聞いたところ、前々からこちらの農地を譲って開発してはどうでしょうかということではあったんですけども、今回、話がまとまったということで、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が建築済みの農家住宅を取得し居住しており、隣接地にある既存の物置、作業場等をそのまま使用したいが農地であるため改めて申請するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、敷地内にある市道は払下げを受ける予定とのことであり、譲受人は農家世帯であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく8月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲受人の さんからお話を聞きました。現地は作業場とか、物置とか、いろいろあったんですけども、そのままの状態でありまして、空き家住宅を購入したところ、いろいろ詳しく調べてみたところ、農地が含まれているということで、今回は正式に変えたいということで、申請をしたそうです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、隣接する宅地と一体で、自己用住宅を建築するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく8月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。現地は自宅のすぐ前の農地になっておりまして、きれいに管理をされておりました。この譲受人の さんというのですか、 で、2階かな、何かちょっと、本人に私は会っていないんですけども、今、花崎で生活をしており、子供ができて手狭になったため実家の前に家を建てて、そちらで暮らしたいということで、このお母さんです、 さんですか、これは。だんなさんもいるんですけども、婿さんなので、農地に関してはお母さんの名義になっているということでございましたけれども、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も1時間ちょっと過ぎましたので、今日は案件がいろいろあるということで、ここで10分間の休憩をしたいと思います。

再開は3時20分まで休憩ということで、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時20分

○会長（小倉和夫君） それでは休憩を解きたいと思います。再開いたします。よろしくお願いいたします。

9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する宅地と一体で長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月19日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認しました。そして、譲受人のさんの代理人である さんから話を聞きました。 さんという方は建設設計事務所の方でありました。そして、話によりますと、 、住宅屋さんですけれども、 を介して さんに話があったというようなことで、 さんが開発、設計して、 が住宅を建てるということで、 さんが貸し出すというような流れだと思わ

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は国の固定価格買取制度ではないFIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との契約書の写しが添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 委員8番、松村です。

8月18日に推進委員の峰岸さんと現地を確認して、譲渡人の代理人の さんに現地にて説明を受けました。この土地は太陽光発電施設として条件のよい土地であることから計画したものであり、現地は休耕中の状態であります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は、非FIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との契約書の写しが添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

8月17日に推進委員の峰岸さんと現地確認し、譲渡人の代理人の さんに説明を受けました。現地は耕作不便地のため休耕地となっており、太陽光発電施設としての条件を満たしているため、計画されたものとのこととあります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図27ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、昭和62年頃から工場の敷地の一部

として使用していたが、農地であることが判明したため改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、既存の工場の敷地の一部であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまゝす。  
以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 委員8番、松村です。

8月17日に推進委員の小林さんと現地にて、さんと代理の阿部さんに説明を受けました。さんは鉄工所を経営しており、当時鉄工所の鉄板を積んでいましたが、錆びるため、そこに屋根だけをかけた。その後布団のクリーニングを始めたため、布団を置く場所を確保するために周りを囲んだものであるとのことで、現在は鉄工所の一部となっています。今回、敷地の調査をしたところ、当申請地は農地であることが判明したため、所要の手続をするため申請したとのことであります。やむを得ないものと判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の駐車場を敷地拡張して従業員駐車場を整備するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準

上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、8月19日、推進委員の橋本さんと一緒に現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地は、書類で分かりますように、の道路を挟んで南側にあり、第2駐車場及び道路及び水路に囲まれた土地であります。現地は適切に管理されておりました。また、譲受人の2人の宅及び宅を訪問したんですけども、それぞれ本人よりこの申請どおりで間違いはないということから、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する池沼と一体利用で、特別養護老人ホームを建築するもので、令和4年2月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、また、施設及び事業の認可等について市担当課及び県東部中央福祉事務所に確認したところ、協議中で、認可等の見込まれるもの

とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

8月20日の日に、推進委員の金子さんと現地確認並びに譲受人の さん宅をお邪魔いたしましたし確認いたしました。

とありますけれども、経営母体はこの近くにありまして、もかねてよりデイサービスの介護事業をずっとやっておりました。去年も除外申請のときに出たんですけれども、そのときに事務長に会った話では加須市のほうからも前からやりませんかという打診を受けておったんですけれども、いかんせん土地がないと。近くにという人がいるから聞いてみたらどうかと言ったら、うちの脇が開いているよと。これは前は梨畑だったんです。ちょうどいい場所で、近くで、これをやるに当たって県の許可が出ないと先へ進めませんので、その段階ではまだはっきり分らないと。やっとな去年か、県のほうで許可が出まして、経営母体が病院ですから、比較的、割合出たみたいですが。それで本事業をやることになったと。計画では、2年後ぐらいに完成するのかなということでございます。問題ないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

同じく8月20日の日に、推進委員の金子さんと現地確認並びに さん宅を訪問いたしましたして確認いたしました。

さん、譲渡人か、これは さんのご長男で、家を造ることになったという、この事務局のとおりなんですけれども、 さんのお宅は位置図からいって右のほうに というのがちょっと1戸だけあります。これが実家です。現地の22-7はきれいになっておりまして、すぐ近くであり、 さん高齢じゃないんですけれども、親の面倒を見るということなので、建てることになったらしいです。問題なくよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅の進入路を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、自己用住宅の建て替えに当たり接道を確保するためであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

8月13日に、高橋、細谷、推進委員さんと共に、 さんの家を訪れて、現地を確認してまいりました。また、お話を聞かせてもらいました。譲受人の さんは

さんのせがれさんでございまして、自分も60歳になったので現在の住んでいる家を建て替えたいという意思で、この中央に道路が取り付けてはあるんですけども、この道が赤道だそうで、畑の一番北側というのですか、この端のほうに進入路というか、工事用の進入路を設けたいという話でございました。赤道を買い取って、そこから拡張して、それを利用するというところもあるんですけども、ちょっと時間がかかるということで、先に取付け道路を造るというという話でございました。

まだ家はそんなに古くないようなんですけども、やっぱり思考が違うというか、次の60代で、60歳になって、そろそろ家を、自分の好みの家に建て替えようという感じでございました。特に問題ないと判断してまいりましたけれども、皆様のご審議よろしく申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図33ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も譲渡人が麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

8月22日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲渡人の さんの奥さんと譲受人の の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。田んぼがちょっと低いので、土盛りをして麦を作付するため、農地改良をするとのことでした。何も問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

8月22日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲渡人の さんの長男 さん、それから譲受人の さんの代理の



(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番の瀬下です。

8月19日、松村推進委員と譲受人の代理であります さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。譲渡人の さんは、相続でこの土地を取得しましたが、現在、 のほうに居住されておまして、土地の管理ができないということで、処分したいということでした。譲受人の さんに関しましては、現在、 のほうに住んでいらっしゃいますけれども、両親の元から独立したいということで、生活をするために新居を構えることにしましたということです。現在、お付き合いされている方がいらっしゃるようで、家を新築しましたら、その方と弟さんと3人で住むということでした。 のほうで土地を見つけることができなかったのも、不動産屋を通しまして、今回の申請になったそうです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図37ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の資材置場の隣接地であることから、一般基準及び、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

8月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の さんの代理の さん、 さんのお父さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。資材置場も広くなり、使いやすくなるとのことでした。何ら問題なしと判断してまいりました。皆様、ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

22番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図38ページ及び土地利用計画図5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、隣接する宅地と一体で、輸送車及び従業員等駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の物流倉庫の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、8月19日に坂田推進委員と2人で現地に行き、申請人の代理人であります設計業者の 氏からお話を伺ってまいりました。

ちょっとすみません、確認で、賃貸借権何年でしたか。

（「10年で」と言う人あり）

（「1年」と言う人あり）

○事務局（藤間みゆき君） 失礼いたしました。

議案をお送りしたときにまだ年数が決まってないということで、傍線を入れさせていただきました。

○11番（柳田 浩君） ああ、傍線なの。

○事務局（藤間みゆき君） 申し訳ございませんでした。

○11番（柳田 浩君） 本人は永年と言っていました。永年というのじゃ駄目だよ、そういう意味だね。分かりました。ありがとうございます。

場所的にはもう さんがあって、その隣の駐車場も既に整備されていて、それでもまだ手狭ということで、ただ、聞かれたのはちょっと1種農地ということで、ここを駐車場にすることによって1種農地が分断されちゃう。そうした場合は、1種農地を変更していくんでしょうかというのもちょうと疑問が。勉強させていただきたいと思いながら話を聞いていたんですけども、その場所的にはもうやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）」でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計69筆、面積7万8,703平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農地経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに私が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行につきましては、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

それではお願いいたします。

(小倉和夫委員 退室)

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして、議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している小倉会長にその入室をお願いします。

(小倉和夫委員 入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長に戻すことにいたします。

○会長(小倉和夫君) それでは、次の議案に入る前に、事務局の準備がございますので、5分間の休憩をさせていただきたいと思います。

じゃ、5分間休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時01分



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) それでは休憩を解きます。

時間になりましたので、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」の12件を議題といたします。

議事に入る前に本日の進め方について、担当者より委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、除外担当者より説明をお願いいたします。

○農業振興課(関田 毅君) では先に、農振課長の小川のほうから挨拶をお願いいたします。

○農業振興課長(小川修一君) こんにちは。後ろから失礼します。

農業振興課の課長の小川と申します。いつもお世話になっております。

今回、昨年度と同様なんですけれども、8月に昨年度もやらせていただきましたけれども、農業振興課のほうで、農業振興地域整備計画、農振法の計画です、その変更につきまして農振法に基づいて、農業委員会の農業委員さんの方々にご意見を伺うということになっております。今回、令和4年、今年の4月受付分で、12件ほど除外の関係がございますけれども、

ご審議をしていただきたく、これから担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいまの説明のとおりで進行することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは初めに、加須農業振興地域整備計画の変更申出総括表の農用地区区域番号Aの事案1及び事案2について担当者より説明をお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくお願いいいたします。

初めに、農振除外の担当者のご紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

騎西総合支所のほうからよろしくお願いいいたします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 騎西総合支所農政建設課の関根と申します。よろしくお願いいいたします。

○北川辺総合支所（渡部里美君） 北川辺総合支所の農政建設課の渡部と申します。よろしくお願いいいたします。

○大利根総合支所（松本 篤君） 大利根総合支所農政建設課の松本と申します。よろしくお願いいいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課の足立と申します。よろしくお願いいいたします。

○農業振興課（関田 毅君） それでは、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

申し訳ございません、農振課長の小川は所用などありますので、退席させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○農業振興課長（小川修一君） すみません、よろしくお願いいいたします。

（小川農振課長 退室）

○農業振興課（関田 毅君） それでは、皆様には資料として4種類のA4横版の、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分）加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表というA4横版のこのような2枚ほどの総括表があるかと思えます。まずこれと、同じくA4横版の位置図及び事業計画図というものがございます。こういうA4横版のものになります。それと、A4縦版の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画ということで、A4縦版です、こういう縦版のものが置いてあります。あわせて、1枚紙のこのようなA4縦版

の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）についてということで、4種類ほどお配りさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

それとこれから配りますけれども、A4縦版の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画の中で、開いていただいた整理番号の7番という図面があるんですけども、1号から真ん中辺ぐらいに、整理番号7番、こういう図面があるんですが、実はこの図面が北川辺地域の図面じゃなくて、大利根地域の図面が入ってしまっているんで、これから1枚半差し替えということで、お配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（資料配付）

○農業振興課（関田 毅君） じゃ、それでは説明させていただきます。

まず、見方についてなんですけれども、今回、このA4横版のこの総括表をご覧ください。A4横版の2枚でつづつあるやつの総括表というやつです。

これを1枚めくっていただきまして、一覧表が載っております。左の1列目から、事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは該当する土地の所在地や地籍と続きまして、その後、除外の事由、事業計画者、代理人、土地の所有者となっております。

そして、一番右の列の備考欄に、事業計画者の現状や、事業を計画した理由などを記載させていただいております。

4月の申出の全体件数につきましては、除外が12件ございます。除外については地域別では、加須地域が2件、騎西地域8件、北川辺地域1件、大利根地域1件、目的別では、住宅が8件、敷地拡張が2件、資材置場が1件、重機置場が1件となっております。

次に、A4横版の位置図及び事業計画図というものを、ご覧いただきたいと思います。

表紙を開いていただきまして、事案番号の順に見開きになっておりまして、左上の事案番号を記載しております。開いていただいた上が位置図、下が事業計画図となっております。

続いて、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画と地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご覧ください。A4縦版のものです。1枚紙のものです。

これは農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づきまして、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の案となり、加須農業振興地域整備計画を補完する計画になります。土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地につきましては、原則除外はできませんが、27号計画で種類、位置、規模が定めている施設の用に供する土地につきまして除外できることとなっております。

除外を許容できる受益地、施設については、A4横版両面印刷1枚紙の、先ほどお話ししました地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご確認ください。今回のこの27号について該当するものにつきましては、今回の議案第6号の総括表の中では、事案番号的に、この総括表です、総括表の中では、6番と7番と8番と11番の敷地拡張4件が対象の事案となっております。

それでは資料のご説明をいたしますので、総括表と位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。説明に関しては各支所の担当のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○**農業振興課（足立直弥君）** 最初に、総括表の農用地区域番号A事案番号の1番と2番について説明させていただきます。

分家住宅が1件、資材置場が1件となります。

まずは、事案番号1番ですが、除外事由は資材置場となります。除外計画者は個人事業主で、建設業を営んでいます。

現在の資材置場が大利根地域内にあり、自宅から遠く不便なことと事業規模の拡大によりトラックの駐車場や業務で発生する廃材置場が必要なことから申出地での計画となりました。資材置場が新設した際は、大利根地域にある既存の資材置場は廃止する予定です。

計画地は、申出者宅の隣接地であり、周辺の農地を分断することがないため、周辺の営農等には支障は出ないと思われまます。

続きまして、事案番号2番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は親子であり、5名で 氏の両親宅に同居しております。両親の介護のため住宅が手狭となったことから、所有者である 氏の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。また、分筆後の残地については畑として耕作を行っていく予定です。

事案番号1番から2番の説明は以上です。

○**会長（小倉和夫君）** ただいま担当者より説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問があったらお聞かせください。

どうぞ。

○**11番（柳田 浩君）** 11番、柳田ですけれども、現在資材置場はあると、それは廃止予

定だということで、大利根地域にあるということですが、代わりにどこかへ出しちゃうという意味なんですか。今、書いていいかどうか分からないですが、農地へ復元するという意味なんですか。

○農業振興課（足立直弥君） 1番の現在の資材置場ですが、新川通の個人宅の物置をお借りして使用しているようでして、除外が完了次第その方にお返す予定になっております。

○会長（小倉和夫君） ほかに質問はございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見はないようですので、確認をいたします。

農用地区域番号Aの事案1番及び事案2については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区域番号Dの事案3から事案8について、担当者からご説明をお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 農用地区域番号Dです。事案番号3番から8番ということで、分家住宅が4件、敷地拡張が1件、重機置場が1件となります。

まず、事案番号3番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、現在単身で借家に居住していますが、両親の近くで暮らしたいという考えであることから、所有者である父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号4番です。除外事由は進入路の敷地拡張です。

事業計画者宅に駐車している農耕車両の通過となるため、以前より接道として利用していた土地の一部が農用地だったことから、今回の計画となりました。

事業計画者により、申出地に生えていた桜については是正のため伐採を行いました。また、今後関係法令を遵守する旨の始末書が提出されております。

なお、申出地は、周辺の農地を分断するがことなく一体利用できるため、周辺の営農等には支障はないと思われまます。

続きまして、事案番号5番です。除外事由は重機置場です。

事業計画者は、解体業、廃棄物処理業を営んでおりますが、今まで大型の重機専用の置場がなかったため、業務の集中と効率化を図るために計画したものです。重機置場の造成工事

完了後、借用している既存の置場については返却を予定しております。

なお、申出地は、周辺農地を分断することなく一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われまます。

続きまして、事案番号6番です。除外事由は分家住宅です。

事業計画者は妻と子と借家に居住しており、手狭となってきたことから、所有者である父の承諾を得て住宅を建築するため、今回の計画となっております。

計画地は、実家から徒歩1分の距離であり、お互いに助け合いながら生活できることで生活の利便性が向上が見込まれます。

なお、申出地は農業農村整備事業（八ヶ村落）の受益地になりますので、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に記載し、除外をする予定です。

続きまして、事案番号7番です。除外事由は分家住宅です。

事業計画者は妻と借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の祖母の承諾を得て今回の計画となっております。

計画地は妻の実家の隣地であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上すると見込まれます。

なお、申出地は農業農村整備事業（八ヶ村落）の受益地になりますので、こちらも加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に記載し、除外をする予定です。

続きまして、事案番号8番です。除外事由は分家住宅です。

事業計画者は妻と子供2人と借家に居住しており、手狭になってきたことや、将来的に両親の世話をする際のことを考慮し、所有者である父の承諾を得て今回の計画となっております。

計画地は実家の隣地であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、申出地は農業農村整備事業の上青毛南堀の受益地になりますので、こちらも加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に記載し、除外をする予定となっております。

事案番号3番から8番の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当者から担当の説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この事案番号5番、のものですけれども、これ私現地も見てきまして、場所的には全然問題ない場所です。

それから、この重機を置くところ。重機というのは何を何台置くんですか。これ、結構面積広いものですから、3,000平米、スーパー重機でも置くのか、何を置くんでしょうか。その辺を教えてください。

○騎西総合支所（関根祐葵君） すみません、重機としては23台を予定してまして、現在は借りている資材置場に置いたりだとか、現場を移動しながらその現場に置いている状況で、23台をここに集約して、常に23台があるわけではないんですけれども、最大で23台置くことを計画しております。

○2番（江川芳夫君） 重機というのは何ですか。重機の種類。

○騎西総合支所（関根祐葵君） キャタピラーとコベルコの日立の建機という形になっているんですけれども。ショベルカーとその他、そうですね、アタッチメントというような形になっています。

○2番（江川芳夫君） いわゆる解体重機ということでもいいですか。

○騎西総合支所（関根祐葵君） そうですね、解体業をやって、解体業というか産廃の……。

○2番（江川芳夫君） 内容を、私は会社知っていますから分かるんですけれども、その重機は3,000平米に置くというので、かなり広いスペースだから、何を置くのかなというので、今どこに置いてあるのかなと思って、そんなに。だけれども、今周り見ても二十何台も置いているところないな、周りには。あそこで解体やって、承認をしているから、大体工場の周りは分かっているんですけれども、今、23台も置いてあるようなのは近隣にないから、だから、どこに今置いてあるかと、そこを聞いたかったわけ。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 現在としては、借りているところが2か所あるんですけれども、小さいところなので、そこに置き切れないのは現場に置いている形になっていますので、今回集約という形に。

○2番（江川芳夫君） じゃ、これがもし仮に通れば、除外は問題ないと思うんです。ただ、の事業として、今度はこれが通ってそこになれば、現場に置かないで全部ここで成立すると、それだからこの面積が必要と、こういうことでよろしいんでしょうか。

○騎西総合支所（関根祐葵君） はい、そのとおりです。

○2番（江川芳夫君） はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見はないようですので、確認をいたします。

農用地区域番号Dの事案3から事案8について、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区域番号Eの事案9及び事案10について、担当者から説明をお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 事案番号9番、10番です。分家住宅が1件、敷地拡張が1件となります。

まず、事案番号9番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は妻と借家に居住しており、将来のことを考え、所有者である祖父の承諾を得て今回の計画となっております。

計画地は実家及び祖父母宅の隣地であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号10番です。除外事由は住宅の接道の敷地拡張です。

事業計画者宅が接している道路の幅が3メートルと狭く、今後母屋等の建て替えを行う場合に支障が出ることから、建築基準法に適合する幅2.5メートルの拡張を計画しています。

なお、申出地は周辺の農地を分断することなく一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われまます。

事案番号9番から10番の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当者から担当の説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問があったらお聞かせください。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○11番（柳田 浩君） この案件に関してだけじゃないんですけれども、ここは何種農地なんでしょうか。そういうことを説明の中に入れてもらって、1種なのか、2種なのか、3種なのか分かりやすく、それをちょっと参考にはしたいなというふうに思うので、説明の中で何種なのか教えていただければ、今これは2種だろうなというのは想像はつくんですけれども、できれば説明の中に入れていただければ。特に1種がいっぱい出てきたったら、

ありまして、参考までをお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） ただいまの9番、10番の事案については、9番と10番とも1種農地。

○11番（柳田 浩君） 1種ですか、2種じゃなくて。

○農業振興課（関田 毅君） 1種農地ということは農業委員会から。

○11番（柳田 浩君） 議案では1種農地で、特例でやるんだ。何か2種っぽいけれども。

○事務局（前島勝己君） 脇と繋がっているんで、1種農地の判断です。

○11番（柳田 浩君） 2種なら簡単にはいと言えるんだけども。

○2番（江川芳夫君） 2種っぽいな。（「ありません」と言う人あり）

（「農地が分断するというのは、いつもどんな形でも1種になっちゃう」という人あり）

○局長（駒宮敏之君） 分断というのは、4車線の道路とか、でっかい進入路があるとか、鉄道があるとかで、それがない限りは、普通の農道というか。基本は除外されたら何種農地になるか。

（「本当に1種なのこれ」という人あり）

○局長（駒宮敏之君） 2種じゃないんです。農用地という1種、2種、3種以外の土地なんです。それを外したら何種になりますかという。

（「外したら何種になるのですか」という人あり）

○局長（駒宮敏之君） その想定を……。

（「じゃ、今1種だったな」という人あり）

○2番（江川芳夫君） 梨畑。

○10番（小川達男君） そうです。

○2番（江川芳夫君） 梨畑でしょう、これ。だから合わないんじゃないのですか。普通はまだ白だよ、これ。

○10番（小川達男君） この地域は騎西町の時代に1回あったんです。白地か、青地にするか、地域で判断する。私はそのときのリーダーで、地元をやったんです。そうしたら、大先輩が大反対した。私は白地に住んでいる。町内のことだ。つまり、昔の農地改革を知っている人というのは大反対した。これはぜひ進めてもらいたい。この人がいないと地元に子供がいないんです。将来のこと。農地の問題だと言って、地域社会が崩壊しますから。そういう現状です。

○11番（柳田 浩君） 原則やむを得ないでオーケーなのでしょうね。

○10番（小川達男君） 問題ないです。

○11番（柳田 浩君） 問題ないから申請は受理される。

（「そうです」という人あり）

○11番（柳田 浩君） だから、基本的にオーケーだと思うんですけども。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」という人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見はないようですので、確認をいたします。

農用地区域番号Eの事案9及び事案10については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」という人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区域番号Fの事案11について、担当者から説明をお願いします。

○北川辺総合支所（渡部里美君） 農用地区域番号F事案番号11番です。自己用住宅が1件です。

事案番号11番。除外事由は自己用住宅です。

事業計画者は現在実家に居住しており、妻と子は妻の実家に居住しています。将来のことを考え、子供たちが現在通っている学区から検討し、今回の計画となりました。申出地は1種農地で、周辺の農地を分断することなく一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

す。また、かんがい排水事業（長寿命化対策）の受益地になりますので、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に記載し、除外をする予定です。

事案番号11番の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当者から担当の説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問があったらお聞かせください。

（「ありません」という人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認をいたします。

農用地区域番号Fの事案11については、やむを得ないものと認め、農業委員会としては意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」という人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区番号Gの事案12について、担当者から説明をお願いします。

○大根総合支所（松本 篤君） 次に、農用地区番号G事案番号12番です。分家住宅が1件です。

事案番号12番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は妻と借家に居住しており、手狭であることから、所有者である父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は1種農地で、実家から徒歩1分であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

事案番号12番の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当者から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問があったらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認をいたします。

農用地区番号Gの事案12については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了いたします。

○農業振興課（関田 毅君） それでは、除外担当の者はこれで退席させていただきますので、どうもありがとうございました。

（除外担当者 退室）



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第3号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書にお戻りいただきまして、11ページからをご参照ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございますが、相続による届け出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、15ページをご参照ください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について7件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、16ページからをご参照ください。農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について45件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



#### ◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 小倉会長、長い時間ありがとうございました。

それでは、これで最後になりますけれども、職務代理からご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方には、誠に長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時40分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年8月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 松 本 昇